休業等の自営業者のうち
経営改善を行う方

重要：必ずお読みください

～住居確保給付金の受給が決定された方へ～

1 住居確保給付金受給中の義務

1	原則月に４回以上、港区・生活就労支援センターに面談・電話等による支援を受ける
2	原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。
3	経営相談先の助言等のもと、経営改善に向けた活動計画を作成し、月１回以上、計画に基づく取組を行ってください。 活動状況は「自立に向けた活動状況報告書」に記載して提出してください。

※活動を怠り、報告書の提出がない場合、支給を中止することがあります。

2 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

住居確保給付金の支給期間が終了する際に一定の要件を満たしていれば、３か月間を２回まで延長することが可能です（最大９か月）。

【延長の要件】
① 上記１の活動を行っていたこと
② 世帯の収入と資産が一定額以下であること

【再延長の要件】
① 上記１の活動を行っていたこと
② 世帯の収入と資産が一定額以下であること
③ 常用就職（※1）を目指し、次の求職活動を行うこと

1	原則月に４回以上、港区生活・就労支援センターに面接・電話等による支援を受ける
2	月に２回以上ハローワークにおける職業相談、紹介等を受ける
3	週に１回以上の企業等への応募または企業との面接

※1 常用就職：雇用契約において、期間の定めがないまたは６か月以上の雇用期間が定められているもの

住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長を希望される場合は、支給期間の最終月の世帯の状況が以下の収入および資産要件を満たすかご確認ください。

（表1）

収入要件

申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額（C　収入基準額）以下であること。

※収入には、定期的に支給される雇用保険の失業給付、年金、親族等からの継続的な仕送りを含む。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし、交通費支給額は除く。）。

※自営・フリーランスの場合、事業収入（経費を差し引いた控除の額）。

世帯人数	A　基準額	B　家賃額 （上限額）	C　収入基準額 （基準額＋家賃額） ※家賃額は、左の額を上限とする
1人	92,000円	69,800円	161,800円
2人	139,000円	75,000円	214,000円
3人	172,000円	81,000円	253,000円
4人	214,000円	86,000円	300,000円
5人	255,000円	91,000円	346,000円
6人	297,000円	91,000円	388,000円
7人～	334,000円～	97,000円	431,000円～

（表2）

資産要件

申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金等の額が次の表の金額（「資産基準額」）以下であること。

※資産には、預貯金、現金、債権、株式、投資信託を含む。

※負債がある場合、金融資産とは相殺しない。

世帯人数	資産基準額
1人	552,000円
2人	834,000円
3人以上	1,000,000円

要件を満たし、支給期間の延長を希望する場合は、**支給期間の最終月の末日まで（土日祝の場合は直前の平日）**に、同封した「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」を提出してください。

（※）提出方法は、毎月末日までに報告する求職活動報告書類（１ページの１「住居確保給付金の義務」に記載）と併せて、港区生活・就労支援センターで面接を受ける際に提出してください。

３ 支給額を変更できる場合があります

◆ 住居確保給付金対象住宅の家賃が変更された場合

◆ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合

◆ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、港区生活・就労支援センターの指示により同一自治体内での転居が適当な場合

港区生活・就労支援センターに申請書を提出する必要があります。家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をご用意のうえ、港区生活・就労支援センターにご連絡ください。

４ 住居確保給付金を中止する場合があります

◆ 求職活動を怠り、報告書を港区生活・就労支援センターに送付することを怠った場合

◆ 現在の住宅を退去した場合（大家からの要請の場合、港区生活・就労支援センターの指示による場合を除く）
転居する場合は、必ず事前に港区生活・就労支援センターに連絡してください。

◆ 常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が以下の「収入基準額」を超えた場合（原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止となります。）

◆ 支給決定後、虚偽の申告等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属するものが暴力団と判明した場合、禁固刑以上の刑に処された場合、生活保護を受給した場合

◆　前記のほか、受給者の死亡、支給することができない事情が生じた場合

5 住居確保給付金の再支給について

◆　住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過し（※）、次の①又は②のいずれかに該当すれば、再支給を受けられる場合があります。

① 住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社都合で解雇になった 場合や会社が倒産した場合。（あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません）または、住居確保給付金を受け、業務上の収入を得る機会が増加したあとに、本人の責めに帰すべき理由や個人の都合によらないで廃業となった場合。
（※最後に住居確保給付金の申請をした日が令和６年３月３１日以前であって、住居確保給付金の支給が終了した後に解雇になった場合は、支給終了してから１年を経過している必要はありません）

② 住居確保給付金を受け、給与または業務上の収入を得る機会が増加したあとに個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合。

6 住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

【問い合わせ先】
港区生活・就労支援センター
電話：０３－５１１４－８８２６（土日祝除く、８：３０～１７：１５）
住所：〒１０６－８５１５
港区六本木５丁目１６番４５号　麻布地区総合支所３階